法人県民税・法人事業税・地方法人特別税・特別法人事業税　税率のお知らせ　　R7.4香川県

Ⅰ　法人県民税

１　均等割　　税率は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 税　　　率 |
| （1）次の法人ア　公共法人及び公益法人等イ　収益事業を行う人格のない社団等ウ　一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人を除く。）エ　資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）オ　資本金等の額が 1,000万円以下である法人 | 年額　　20,000円 |
| （2）資本金等の額が | 1,000万円を超え | 1億円以下である法人 |  | 年額　　50,000円 |
| （3）資本金等の額が | 1 億円を超え | 10億円以下である法人 |  | 年額　130,000円 |
| （4）資本金等の額が | 10億円を超え | 50億円以下である法人 |  | 年額　540,000円 |
| （5）資本金等の額が | 50億円を超える法人 |  | 年額　800,000円 |

（注）1　「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する額をいい、無償減資、無償増資等による欠損填補を行った場合、地方税法第23条第1項第4号の2による調整後の額とします。なお、その額が資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額とします。

　　　　　保険業法に規定する相互会社は、純資産額として政令で定めるところにより算定した額をいいます。

2　納付すべき均等割額は、「上表の該当税率×香川県内に事業所等を有した月数÷12」で計算します。

なお、月数は暦にしたがって計算し、香川県内に事業所を有した月数が1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てます。

２　法人税割　　税率は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 税　　　率 |
| （1）下記（2）に該当しない場合の法人税割 | R1.10.1以降に開始し、R13.3.31までの間に終了する事業年度 | 1.8％ |
| H26.10.1～R1.9.30に開始する　事業年度 | 4.0％ |
| （2）資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人　　　　（保険業法に規定する相互会社を除く。）で、かつ、法人税割の　課税標準となる法人税額が年1,000万円以下である各事業年度分の法人税割 | R1.10.1以降に開始し、R13.3.31までの間に終了する事業年度 | 1.0％ |
| H26.10.1～R1.9.30に開始する　事業年度 | 3.2％ |

（注）1　法人税割の課税標準となる法人税額は、千円未満の端数を切り捨てます。

2　「資本金の額又は出資金の額が1億円以下」の判定は、確定申告・修正申告のときは事業年度終了の日の現況によります。仮決算による中間申告のときは、地方税法第53条第１項に規定する6月経過日（以下「6月経過日」といいます。）の前日の現況によります。

3　「法人税割の課税標準となる法人税額」とは、香川県と他の都道府県に事業所等を有する法人は、関係都道府県に分割される前の法人税割の課税標準となる法人税額を指します。

4　事業年度が1年に満たない場合は、「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円×当該事業年度の月数÷12で計算した額」とします（仮決算による中間申告の場合は、事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間を１事業年度とみなして計算した額とします。）。

なお、月数は暦にしたがって計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

Ⅱ　法人事業税・地方法人特別税・特別法人事業税　　税率は事業の区分に応じてそれぞれ次のとおりです。

１　電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業

（1）外形標準課税法人

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 税　　　目 | 課税標準 | 税　　　率 |
| H26.10.1～R1.9.30に開始する事業年度 | R1.10.1～R2.3.31に開始する事業年度 | R 2.4.1以降に開始する事業年度 |
| 法人事業税 | 収入割 | 収入金額 | 0.9％ | 1.0％ | 0.75％ |
| 付加価値割 | 付加価値額 | － | － | 0.37％ |
| 資本割 | 資本金等の額 | － | － | 0.15％ |
| 地方法人特別税 | 法人事業税の収入割額 | 43.2％ | － | － |
| 特別法人事業税 | 法人事業税の収入割額 | － | 30.0％ | 40.0 ％ |

（2）その他の法人

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 税　　　目 | 課税標準 | 税　　　率 |
| H26.10.1～R1.9.30に開始する事業年度 | R1.10.1～R2.3.31に開始する事業年度 | R 2.4.1以降に開始する事業年度 |
| 法人事業税 | 収入割 | 収入金額 | 0.9％ | 1.0％ | 0.75％ |
| 所得割 | 所得 | － | － | 1.85％ |
| 地方法人特別税 | 法人事業税の収入割額 | 43.2％ | － | － |
| 特別法人事業税 | 法人事業税の収入割額 | － | 30.0％ | 40.0 ％ |

２　電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業（R4.4.1以降に開始する事業年度については導管ガス供給業に限る。）、保険業及び貿易保険業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 税　　　目 | 課税標準 | 税　　　率 |
| Ｈ26.10.1～R1.9.30に開始する事業年度 | R1.10.1以降に開始する事業年度 |
| 法人事業税 | 収入割 | 収入金額 | 0.9　％ | 1.0　％ |
| 地方法人特別税 | 法人事業税の収入割額 | 43.2　％ | － |
| 特別法人事業税 | 法人事業税の収入割額 | － | 30.0　％ |

※　R4.4.1以降に開始する事業年度についての特定ガス供給業に対する税率については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

３　その他の事業 (R4.4.1以降に開始する事業年度については、導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外のガス供給業を含む。)

（1）外形標準課税法人

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 税　　　目 | 課税標準 | 税　　　率 |
| H26.10.1～H27.3.31に開始する事業年度 | H27.4.1～H28.3.31に開始する事業年度 | H28.4.1～R1.9.30に開始する事業年度 | R 1.10.1 ～R4.3.31に開始する事業年度 | R 4.4.1以降に開始する事業年度 |
| 法人事業税 | 所得割 | 所得のうち年400万円以下の金額 | 2.2 | ％ | 1.6 | ％ | 0.3％ | 0.4％ | 1.0％ |
| 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額 | 3.2 | ％ | 2.3 | ％ | 0.5％ | 0.7％ |
| 所得のうち年800万円を超える金額 | 4.3 | ％ | 3.1 | ％ | 0.7％ | 1.0％ |
| 3県以上分割法人の所得 | 4.3 | ％ | 3.1 | ％ | 0.7％ | 1.0％ |
| 付加価値割 | 付加価値額 | 0.48 | ％ | 0.72 | ％ | 1.2％ | 1.2％ | 1.2％ |
| 資本割 | 資本金等の額 | 0.2 | ％ | 0.3 | ％ | 0.5％ | 0.5％ | 0.5％ |
| 地方法人特別税 | 法人事業税の所得割額 | 67.4 | ％ | 93.5 | ％ | 414.2％ | － | － |
| 特別法人事業税 | 法人事業税の所得割額 | － | － | － | 260.0％ | 260.0％ |

（2）特別法人　協同組合、医療法人など

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 税　　　目 | 課税標準 | 税　　　率 |
| H26.10.1～R1.9.30に開始する事業年度 | R 1.10.1以降に開始する事業年度 |
| 法人事業税 | 所得割 | 所得のうち年400万円以下の金額 | 3.4％ | 3.5％ |
| 所得のうち年400万円を超える金額 | 4.6％ | 4.9％ |
| 3県以上分割法人で資本金又は出資金の額が1,000万円以上の法人の所得 | 4.6％ | 4.9％ |
| 地方法人特別税 | 法人事業税の所得割額 | 43.2％ | － |
| 特別法人事業税 | 法人事業税の所得割額 | － | 34.5％ |

（3）その他の法人

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 税　　　目 | 課税標準 | 税　　　率 |
| H26.10.1～R1.9.30に開始する事業年度 | R 1.10.1以降に開始する事業年度 |
| 法人事業税 | 所得割 | 所得のうち年400万円以下の金額 | 3.4％ | 3.5％ |
| 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額 | 5.1％ | 5.3％ |
| 所得のうち年800万円を超える金額 | 6.7％ | 7.0％ |
| 3県以上分割法人で資本金又は出資金の額が1,000万円以上の法人の所得 | 6.7％ | 7.0％ |
| 地方法人特別税 | 法人事業税の所得割額 | 43.2％ | － |
| 特別法人事業税 | 法人事業税の所得割額 | － | 37.0％ |

（注）1　法人事業税の課税標準となる額は、千円未満の端数を切り捨てます。

2　香川県と他の都道府県に事業所等を有する法人の上記の所得は、関係都道府県に分割される前の所得によります。

3　事業年度が1年に満たない場合は、「年400万円（800万円）」とあるのは、「400万円（800万円）×当該事業年度の月数÷12で計算した額」とします。

なお、月数は暦にしたがって計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

◆お問合わせ先　：　香川県県税事務所　　事業税課　法人三税担当　　　☎　087-806-0309

　　　　　　　　　　　　　　〒760-0068　香川県高松市松島町1-17-28　（香川県高松合同庁舎内）